第４号様式（第１０条関係）

下請負人となった皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

施工体制台帳作成建設工事の通知

　今回，下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１５条第１項の規定により読み替えて適用される建設業法（昭和２４年法律１００号）第２４条の７第１項の規定により施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

　この建設工事の下請負人（貴社）は，その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは，速やかに次の手続きを行ってください。

①　建設業法第２４条の７第２項の規定により，遅滞なく，建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の４に規定する再下請負通知書を次の場所まで提出してください。また，一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも，遅滞なく，変更の年月日を付記して再提出してください。

②　貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても，この書面を複写し交付して，「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは，再下請負通知書の提出と，その者に対するこの書面の写しの交付が必要である。」旨を伝えてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 作成建設業者名 |  |
| 発注者名 |  |
| 工事名 |  |
| 再下請負通知書の  提出場所 |  |